

株 主 各 位

株式会社 エ ス イ ー

代表取締役社長 森 元 峯 夫

本 店 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地

本社事務所 東京都新宿区西新宿六丁目3番1号

第25期定時株主総会招集ご通知一部訂正について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成18年6月14日付にてご送付申し上げました当社「第25期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に誤りがございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

敬 具

記

30頁：「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」「3. 議案および参考事項」「第2号議案」「2. 変更の内容」「変更案」の欄 第15条第2項
訂正箇所 (線太字部分が訂正箇所であります)

正	誤
<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権</u>を行使することができる株主の議決権の過半数を<u>もって</u>行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を</u>もって行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権</u>を行使することができる株主の議決権の過半数を<u>もって</u>行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を</u>もって行う。</p>

以 上